

奈良っ子はぐくみ基本方針  
～奈良県就学前教育実践のガイドライン～

令和4年3月

奈良県



# 目次

I 基本方針策定の趣旨	1
II 奈良県就学前教育の目標	3
III はぐくみの視点と「学ぶ力」「生きる力」を培う3つの土台づくり	5
1 はぐくみの視点	5
(1) 子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利を保障する	5
(2) 多様な個性を尊重し、「ともに育ち合う」インクルーシブ保育を実践する	6
(3) 社会の大切な一員として「奈良っ子」をはぐくむ	7
2 「学ぶ力」「生きる力」を培う3つの土台づくり	8
(1) 自己肯定感・自尊感情	10
(2) 他者への寛容なこころ	11
(3) 健やかな身体	12
IV 奈良っ子はぐくみプロジェクト	13
1 展開方策	13
(1) ツール作成・普及	13
(2) 人材育成	16
(3) 多様な場での展開	18
2 奈良っ子はぐくみプロジェクトの重点テーマ	20
(1) 自然を満喫し、自然に感動する保育	20
(2) 障害がある子どもも ない子どもも ともに育つ保育	21
(3) 食べる喜びを感じる保育	22

## I 基本方針策定の趣旨

令和3年3月に策定した「第2期奈良県教育振興大綱（以下「大綱」という。）においては、奈良県教育が目指す方向性を「学ぶ力」「生きる力」のはぐくみと定めた上で、教育施策の方針として、五つのテーマを掲げました。

そのうち第一のテーマを「こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ」としています。これは、就学前や小学校低学年の頃に、その後の人生において重要な土台・基盤が築かれていくことから、この時期の子どものはぐくみについての考え方を明らかにすることが、本県の教育を振興するにあたって極めて大切であると考えたためです。

大綱では、この「こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ」というテーマについて、「就学前教育の充実」と「こころと身体のはぐくみ」を目指す方向として定め、「意識の共有と実践」を進めることとしました。

この「奈良っ子はぐくみ基本方針」は、保育者や保護者、また、地域で就学前の子どもに関わるすべての人が、共通の意識を持って子どもをはぐくんでいくための、視点や環境づくりに関するガイドラインです。併せて、本県就学前教育の総合的な展開方策として取りまとめた「奈良っ子はぐくみプロジェクト」により、就学前教育に関する様々な取組を推進していきます。



## 第2期奈良県教育振興大綱(令和3年3月策定)

### 奈良県教育が目指す方向性

本人のための教育：一人ひとりの「**学ぶ力**」「**生きる力**」をはぐくむ

「**こころと身体**を子どもの成長に合わせてはぐくむ」をテーマに掲げ、「**就学前教育の充実**」と「**こころと身体のはぐくみ**」を施策方針に位置づけ

## 奈良っ子はぐくみ基本方針(令和4年3月策定)

### 位置づけ

保護者、保育者、地域の関係機関など就学前教育に関わるすべての人の「**意識の共有と実践**」のためのガイドライン

### 内容

- 就学前教育の目標、はぐくみの視点、「学ぶ力」「生きる力」を培う3つの土台づくり**について、奈良県の考え方や方向性を整理
- 就学前教育を総合的に進める上での展開方策を「奈良っ子はぐくみプロジェクト」として取りまとめ、重点的に実践を進める分野を重点テーマ**として設定

## Ⅱ 奈良県就学前教育の目標

乳幼児期は、人の発達段階において心身ともに著しく発達する時期です。この時期の教育・保育は生涯にわたる土台を築くために極めて大切なものです。

夢中になって遊んでいる時、子どもは実に様々な姿を見せてくれます。大人の視界の端にある小さな虫や草花に注目している子どももいれば、様々な色の石を集めていたり、部屋で絵本に没頭している子どももいます。何人かが集まって鬼ごっこで走り回っている近くで、自分の身体よりも大きなジャングルジムに果敢に挑戦している子どもや、その横で順番待ちしている子どももいるでしょう。

このような経験の中に、何かに興味を持って取り組んでいく力、あきらめずに試行錯誤を重ねていく力、あるいは自分の気持ちをコントロールしながら他の子どもと上手く向き合っていく力などの萌芽があります。

このような力は「非認知能力」や「社会情動的スキル」と呼ばれ、乳幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるという研究成果もあり、近年、国際的にも注目が高まっています。

また、就学前に楽器やスポーツの練習を始めた人と、大人になってから練習を始めた人の神経などの発達の程度を比較すると、その分野に関する技術や動作については、子どもの頃に練習を始めた人の方がより発達が促進されると言われています。このようなことは、幼児期と大人では、脳の神経ネットワークの発達が異なることによって起こり、特に乳幼児期の経験が、その発達に大きく影響することが明らかになってきています。

これまで教育の目的の一つとされてきた、知識を習得し、それを基に何かを認識したり、考えたりといった力は「認知能力」と呼ばれ、数値化が可能なものです。しかし、数値化が難しい非認知能力や多様な運動経験などもまた、重要な意味を持つことがわかってきています。認知能力や非認知能力、運動機能などはそれぞれが密接に関連し、相互に影響を与えながら発達していきます。

奈良県では、このような乳幼児期特有の発達を重視し、保護者や教育・保育現場の職員、地域の方々まで、子どものはぐくみに関わるすべての人が、すべての子どもに「健やかに大切に守られ、はぐくまれる権利」を保障する観点に立って、

多様な子ども一人ひとりの可能性を最大限に広げることができるよう、「学ぶ力」「生きる力」の土台である「自己肯定感・自尊感情」「他者への寛容なこころ」「健やかな身体」をはぐくんでいくことを目標とします。

## 非認知能力とは

IQや学力テストの点数など、測定・計測されやすい能力以外の、人間の能力・側面。

「忍耐力がある」とか、「社会性がある」とか、「意欲的である」といった、人間の気質や性格的な特徴のようなものを指します。

非認知能力とは何か

学術的な呼称	一般的な呼称
自己認識(Self-perceptions)	自分に対する自信がある、やり抜く力がある
意欲(Motivation)	やる気がある、意欲的である
忍耐力(Perseverance)	忍耐強い、粘り強い、根気がある、気概がある
メタ認知ストラテジー (Metacognitive strategies)	理解度を把握する、自分の状況を把握する
社会的適性 (Social competencies)	リーダーシップがある、社会性がある
回復力と対処能力 (Resilience and coping)	すぐに立ち直る、うまく対応する
創造性(Creativity)	創造性に富む、工夫する
性格的な特性(Big 5)	神経質、外交的、好奇心が強い、協調性がある、誠実

中室牧子 2015 『「学力」の経済学』, ディスカヴァー・トゥエンティワン:p.86-87

経済協力開発機構(OECD)では「社会情動的スキル」と言われ、「目標の達成」「他者との協働」「情動の制御」に関わる能力として整理されています。

社会的成功を左右する能力と考えられていますが、日本においては、人格形成の基礎として、就学前教育の関わりの中で総合的にはぐくまれてきたものでもあります。

### Ⅲ はぐくみの視点と 「学ぶ力」「生きる力」を培う3つの土台づくり

奈良県教育が目指す方向性を、教育振興大綱では「学ぶ力」「生きる力をはぐくむ」ことと定めています。本県就学前教育の目標としている「自己肯定感・自尊感情、他者への寛容なこころ、健やかな身体」をはぐくむことは、その後、子どもたちが「学ぶ力・生きる力」を発揮していくのための大切な土台となっていくものです。

#### Ⅰ はぐくみの視点

日々、子どもたちをはぐくむにあたって、大切にしたい視点は次のとおりです。

##### (1) 子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利を保障する

すべての子どもは、大人と同様に一人の人間としての権利を有しており、その権利は尊重され、保障されなければなりません。1989年に国連総会において、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)が全会一致で採択され、日本は1994年に批准しました。条約は54条で構成されており、この中で子どもの権利は、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つに大別されます。

教育・保育施設、家庭、地域等、社会のあらゆるはぐくみの場において、子ども(児童)の最善の利益を考慮し、子どもを権利の主体として捉え、常に子どもの権利が守られているかという視点を持つことが必要です。

- ・すべての子どもの命がかけがえのないものとして尊重され、健やかに育っていくよう守られること
- ・思う存分遊び込むことのできる環境の中で多様な経験を積み、心と身体の成長が促されること
- ・虐待や貧困などから守られ、日々を安全・安心に過ごすことができること
- ・子どもが自らの思いや願いを表す機会があり、その思いが尊重され、大切にされること

このような子どもの権利保障の視点に立って、はぐくんでいくことが大切です。

## 子どもの権利条約

### 子どもの権利

#### 「生きる権利」

すべての子どもの命が守られること



#### 「育つ権利」

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること



#### 「守られる権利」

暴力や搾取、有害な労働などから守られること



#### 「参加する権利」

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



出典・イラスト：日本ユニセフ協会ホームページ

### 子どもの最善の利益の考慮

子どもが成長していくうえで、大人の判断や考え方を一方的に押しつけるのではなく、常に子どもの立場に立ち、幸せを願い、子どもにとってどのようなことが最も大切かを考え、最大限の援助をしていくこと。

## (2) 多様な個性を尊重し、「ともに育ち合う」インクルーシブ 保育を実践する

子どもたちは、障害の有無、発達過程の違い、出自、どの国にルーツを持つことや国籍の違い、体格や体力の差、性自認の違いなど、一人ひとり多様です。個々に応じた関わりと、集団の中の一員としての関わりの両面を大事にすることが必要です。

日々の集団での生活や遊びを通して子どもたちが「ともに育ち合う」中で、駆け足が速い子どもも遅い子どももいるように、視力の低い子どもが眼鏡をかけることと同じように、多様な個性を「違うことは当たり前」と感じる豊かな感性がはぐくまれることを目指します。

様々に違う個性を持った子どもたちを一様にはぐくむのではなく、一人ひとりの子どもの個性や特性を尊重し、集団の中の大切な一人として、様々な違いを受け入れるインクルーシブ保育の視点を持ったはぐくみが大切です。

### (3) 社会の大切な一員として「奈良っ子」をはぐくむ

かつては幼い子どもたちと年長の子どもたちが一緒になって集団で遊ぶ中で、幼い子どもたちは集団の中で年長の子どもからルールを学び取り、年上の子どもたちは頼られることで責任感や自尊感情などを身に付けていくといった、学び合い・育ち合いが行われていましたが、そうした機会は少なくなっています。

また、近年、核家族化や地域における人同士のつながりの希薄化が進む中で、これまで家庭や地域で継承されてきた子育ての知恵や経験を共有することや、子育てに周囲の手助けを求めることが難しくなっており、子育てに孤独感や不安感を抱く人が増えています。

子どもを育てることが家庭という私的な領域の中で行われるようになってきたことにより、家庭の責任や負担感が非常に重くなっていると言えます。

こうした家庭を取り巻く環境の変化に対して、子育て家庭を支える取組も増えてきています。特に、教育・保育施設で働く保育者は、子どものはぐくみに関する深い専門性と豊かな経験を持っており、教育・保育施設は、地域における子どものはぐくみの拠点となることが求められています。また、子育て広場や子育て支援センターといった地域子育て支援拠点も大きな役割を果たしています。

子どもは社会の大切な一員であるという観点から、また、地域に愛着を持つ子どもをはぐくむという観点からも、子どもが地域で慈しまれながら育つ環境を整えていく必要があります。すべての子どもたちが、それぞれの地域で、保育者や友達、地域の人とともに楽しく幸せな思い出を重ね、地域社会の大切な「奈良っ子」としてはぐくんでいくことが大切です。

## 2 「学ぶ力」「生きる力」を培う3つの土台づくり

これまで述べてきたように、本県の就学前教育の目標は、「学ぶ力」「生きる力」の「3つの土台（自己肯定感・自尊感情、他者への寛容なこころ、健やかな身体）」を築くことです。これは、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と等しいものです。就学前教育の指針や要領が目指している内容を、奈良県が「3つの土台」として整理したものであり、教育・保育施設における実践や、地域や家庭の生活の場で意識してはぐくんでいただきたいことをまとめています。

この「3つの土台」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、あくまでも育ってほしい「方向性」を示すものであり、個々の子どもが到達すべき「目標」ではありません。一人ひとりの子どもの個性や特性に応じて、はぐくんでいくことが大切です。

奈良っ子はぐくみ基本方針では、「3つの土台」について、はぐくみの「方向性・子どもの姿」と、「はぐくみのポイント」を示しています。

### 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿とは

保育所、幼稚園、認定こども園などは、就学前の子どものはぐくみを専門的に実施する施設です。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは、こうした施設ではぐくまれることで、幼児期の終わり頃に具体的にどのような姿として現れるかを明確化したものです。

平成29年3月に告示された「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、共通の内容で示されています。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、子どものはぐくみに関わり、子どもの活動を援助する専門家である保育士や幼稚園教諭、保育教諭に対して示されているものですが、多様な子ども一人ひとりの可能性を最大限に広げるために、保護者や子どものはぐくみに関わるすべての方にとって、意識していただきたい視点です。

項目	説明
ア 健康な心と体	保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出せるようになる。
イ 自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

## 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿とは

項目	説明
ウ 協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
エ 道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
オ 社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
カ 思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
キ 自然との関わり ・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
ケ 言葉による伝え合い	保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
コ 豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

## 3つの土台づくりの方向性とはぐくみのポイント

「学ぶ力」「生きる力」を培う3つの土台は、子どもの遊びや生活の全体を通してはぐくんでいくものです。日々の関わりの中で、念頭に置きたい方向性と、それぞれの土台をはぐくんでいくためのポイントは次のとおりです。

### (1) 自己肯定感・自尊感情

#### 方向性・子どもの姿

- ①自分の存在が受け容れられているという安心感の中で、安定した生活を送る。
- ②身近な環境に興味や関心を持ち、それらを遊びや生活に取り入れようとする意欲を持っている。
- ③失敗や悔しさを経験し、試したり工夫したりしながら、あきらめずやり遂げることで充実感・達成感を味わい、自信を持って行動する。

#### 「自己肯定感・自尊感情」をはぐくむためのポイント

- ・子どもの存在を愛情豊かに受け容れ、信頼感をはぐくむ。
- ・子どもの考えや行動を肯定的に受け止める。
- ・子どもを多面的に理解する。
- ・小さな成功体験を積み上げていくことができるよう、サポートする。
- ・一人ひとりの子どもが、集団の中で自己を発揮し、認められ、受け容れられている感覚を持てるようにする。
- ・やってみたい気持ち、やり遂げたい気持ちを大切にすること。
- ・子どもが関心を持ったことに思う存分取り組める環境を整える。
- ・教え込みではなく、子どもの活動を見守りながら、新しい発想が生まれるサポートをする。

## (2) 他者への寛容なところ

### 方向性・子どもの姿

- ①自分の気持ちを大切にしながら、周囲の人や友達と折り合いをつける。
- ②自分の思いや考えを言葉で伝えたり、相手の思いを受け止めたりして考えて行動する。
- ③物や施設を共有することに慣れ、大切に扱う。
- ④地域において豊かな楽しい経験を重ね、地域に親しみを持っている。

### 「他者への寛容なところ」をはぐくむためのポイント

- ・友達との交流を深め、意見を出し合い、時には対立することもあるが、互いの良さや、考え方の違い、多様性に気づくことができるよう働きかける。
- ・異なる年齢の子どもなどに関わる機会を積極的に設け、学び合いを見守る。
- ・保護者や保育者自らが、他者への思いやりを持って行動するモデルになれるよう努力する。
- ・子どもに固定的な性別役割分担意識を植え付けることにならないよう、保育者自身が無意識に「〇〇の作業は男性が向いている」、または「女性が向いている」などと決めつけていないか気づく機会を持ち、固定的な観念にとらわれずに行動する。
- ・物や遊具を友達と一緒に使っていく中で、皆が使いやすいような使い方に気づくことができるよう働きかける。
- ・公共の施設などを大切に利用する姿を通して、社会や周囲とのつながりを意識するモデルとなる。
- ・友達との関わりのなかで、楽しさや充実感を通して、守らなければならないことがあると気づくように援助する。
- ・地域の身近な人や文化と触れ合い、地域に親しみを持てるような環境をつくる。

### (3) 健やかな身体

#### 方向性・子どもの姿

- ①のびのびと体を動かす心地よさを味わい、夢中になって遊ぶ。
- ②家族、友達や保育者と一緒に食べることを楽しむ。
- ③基本的な生活習慣を身に付け、生活に必要な活動を自分で行う。
- ④五感を通して自然と触れ合い、その不思議さや楽しさを感じる。
- ⑤感じたことや考えたことを、自分で表現することを楽しむ。

#### 「健やかな身体」をはぐくむためのポイント

- ・子どもが進んで体を動かそうとする意欲を育てる。
- ・それぞれの子どもが、発達段階や特性に応じた体の動かし方を楽しめるように配慮する。
- ・活動と休息のバランスに配慮する。
- ・健康で安全な生活につながる行動を認め、子どもが満たされた気持ちを持ちながら、その行動を習慣化していくことを促す。
- ・食べることの喜び、家族や友達等と一緒に食べることの楽しさを感じる事ができるよう工夫する。
- ・日々の生活の中で、多様性のある自然に触れ合い、親しみ、遊び込める環境を整える。
- ・子どもの独特の感性を肯定し、それぞれが感じたことを表現できるように助ける。

## Ⅳ 奈良っ子はぐくみプロジェクト

奈良っ子はぐくみプロジェクトは、基本方針に基づいて就学前教育を推進していくため、県が主体となって取り組む内容を取りまとめたものです。

取組の進め方を「展開方策」として整理するとともに、3つの土台をはぐくむ上で、重点的に実践を進める分野を「重点テーマ」としてまとめています。

### Ⅰ 展開方策

#### (1) ツール作成・普及

就学前の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。奈良県では平成30年度「全国学力・学習状況調査」等において、意識にかかわる「自尊感情」「規範意識」「学習意欲」等に関連する項目の本県児童生徒の平均値が全国平均に比べ低く、課題が見られました。これらの意識等の醸成を本県の子どもの教育課題と捉え、その解決のためには乳幼児期からの教育の充実が必要であると考えました。

そこで、平成29年に告示された「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」を踏まえ、就学前の教育・保育や生活において、遊びや日々の活動の中で資質・能力をはぐくんでいくための援助の在り方を示すため、奈良県では各種のツールを作成し、普及活動を行っています。

#### ① 就学前教育プログラム「はばたくなら」



就学前教育・保育を行う場は、保育所、幼稚園、認定こども園など多様化しています。そこで、県内のすべての子どもたちが、在籍する施設に関わらず、質の高い教育・保育が受けられるよう、共通する指針として平成30年度に教育課題の解決に向けた関わり方を示した奈良県版就学前教育プログラム「はばたくなら」を作成しました。

乳幼児から継続して取り組むことができるように「自尊感情」「規範意識」「学習意欲」の向上の視点からプログラムを作成しています。特に乳幼児期からの発達の見通しを示すとともに、子ども一人ひとりが自分の良さを認め、友達とかかわ

りながら主体的に学習に取り組むことができる援助の方法等を示しています。

また、家庭と連携する際の参考となるよう、遊びの中での子どもとの関わり方や家庭での関わりポイントなどを例示しています。



## ② 「はばたくなら」実践事例集

「『はばたくなら』の活用方法がわからない」、「このような取組をして手応えを感じた」という保育者の声を共有するため、施設類型を越えて、全ての子どもたちに質の高い教育・保育が奈良県内に広がることを願い、作成しました。

(毎年約10例の事例を令和元年度から令和6年度まで継続して作成予定)

より乳幼児期の子どもへの理解を深めるために、公募した各園所の取組を基に「はばたくなら」の実践に基づく具体的な取組を掲載しており、園所内研修の教材や日々の保育実践に活用できます。



## ③ 啓発誌「はばたきの詩」

「はばたくなら」の内容をよりわかりやすく伝えるため、新人保育者の成長物語を、体験や感動がダイレクトに伝わる漫画の連載で描いています。

新人である主人公たちが悩みながらも保育者として成長し、喜びを重ねていく姿から、子どもをはぐくむことの素晴らしさや魅力も発信しており、特に保育者を目指す方や、経験の浅い保育者、子育て中の保護者の方に読んでいただきたい内容です。県内の教育・保育施設、保育士養成課程のある大学等に配布しているほか、電子書籍でも読むことができます。



## ④ 幼児向け運動・スポーツプログラム

幼児期は、脳・神経系の発達が著しい時期であり、質の高い動きを身につけることに加えて、コミュニケーション能力や規則正しい生活習慣など、様々なことを獲得するための非常に重要な時期とされています。幼児期の運動は、多様な動きを身につけ

るだけでなく、生涯にわたって健康を維持したり、何事にも積極的に取り組む意欲をはぐくむなど、豊かな人生を送るための基礎となります。

このため、県では「動きの質」「社会性」「競技への親しみ」「生活習慣」をねらいとする「幼児向け運動・スポーツプログラム」を平成28年度に作成しました。令和元年度には「プログラム実践マニュアル」とDVDを作成のうえ、県内園所に配布し、普及を促進しています。

## ⑤人権にかかる保育マニュアル



奈良県の教育・保育施設では、1960年代の初頭から、差別を許さない豊かな人権意識を持った人格の形成を目指して、教育・保育施設が連携を図りながら研修、啓発、情報交換等の取組を進め、様々な成果をあげてきました。

そのような長い取組を経て、1994年に国が「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を批准し、1996年には「人権擁護施策推進法」も成立するなど、人権を大切にする保育がより重要となったことを受けて、奈良県では、1999年に「人権にかかる保育マニュアル」を作成しました。

初版の作成時点から、命の大切さや自分を大切にする心、自分自身を好きになる、そして相手の立場になって物事を考え、個々の違いを認め尊重し合うというような基本的な考え方は変わっていません。むしろ、部落差別をはじめとした様々な差別は依然として解消されておらず、情報化社会の進展など子どもを取り巻く環境が複雑化している中で、人権保育の役割はより重要になっています。

2012年に第二版を発行しましたが、社会や子育て環境の変化、2018年の保育所保育指針等の改定などに合わせて、第三版への改定を行っているところです。

保護者や保育者等、子どもに関わる多くの人たちに活用されるよう、研修等を通じて普及に努めていきます。

## (2) 人材育成

就学前教育を担う高い専門性を備えた人材を育成するために、就学前教育の施設類型を越えて、「はばたくなら」の活用や、訪問支援、研修会等を実施し、保育者の資質や専門性の向上に取り組んでいます。

### ①施設類型を越えた研修の実施

保育所、幼稚園、認定こども園の職員を対象に「はばたくなら」を活用した研修（はぐくみ講座、人材育成フォーラム等）、就学前教育を小学校教育に連続性、一貫性をもたせるための研修等を行い、就学前教育・保育の現場における課題解決と質の高い教育・保育の提供に向けた体制づくりを進めています。

また、子ども一人ひとりの人権を尊重する保育の充実を図ることを目指した人権研修（就学前教育職員研修会）にも取り組んでいます。

### ②就学前教育アドバイザー・保育支援アドバイザーによる支援訪問

保育者の資質向上のために実施する施設内研修や、市町村等が行う研修を支援するため、幼稚園・こども園園長、保育所長経験のあるアドバイザーが、保育を通して現場の保育者に寄り添い、アドバイスを行っています。

### ③教育・保育現場におけるリーダー的職員の育成

教育・保育現場では、日々の保育実践を通じて、職場内での職員の主体的な学びと共通理解を図ることが重要です。

県・県教育委員会では各市町村等のブロックからの代表者が、就学前教育・保育施設における内容や専門的な課題を協議する地域リーダーの育成を行ったり、保育者のキャリアステージに応じて、職員一人一人の専門性を向上させ、園全体で質の高い保育が行えるような研修を行ったりすることで、人材育成を進めています。

#### ④スポーツプログラムの普及・促進

「幼児向け運動・スポーツプログラム」を基に作成された「プログラム実践マニュアル」を活用し、県内の園所等の職員を対象とした講習会を実施しています。「走る・投げる・跳ぶ」といった基礎的な動作や合理的な身体の動かし方を身につけるためのメニュー例、幼児期の食事や睡眠などについての正しい基礎知識を学んでいただき、教育・保育現場での実践に活用していただくことを目的としています。

### (3) 多様な場での展開

社会全体で子どもを健やかにはぐくむためには、多様な「子どもの居場所」づくりが大切です。地域の主体的な活動として、地域における居場所づくりが広がりをみせる中、県においても、子どもが交流や活動を通して様々なことを経験し学ぶ場や、子どもだけでなく大人も交流を深めることができる地域コミュニティづくりを進めています。



#### ①なら歴史芸術文化村におけるアートプログラムの普及

なら歴史芸術文化村は、歴史文化資源の継承及び活用と芸術文化活動の振興の拠点となる施設です。

幼児向けの取組として、神経系の発達が著しい幼児期に、奈良の素材を活用した「遊び」や「音」を通して、子どもたちの「やってみたい」意思を大切にしながら、子どもたちがアートや音楽を体験することにより、個々の豊かな感性と表現等をはぐくむプログラムを提供します。

また、その取組の成果を発信することにより、県内での実践を広めていきます。



なら歴史芸術文化村  
(R4.3.21開村)

アートプログラム  
のようす

#### ②まほろば健康パークの機能強化



まほろば健康パークは、県民にスポーツと憩いの広場を提供するため、大和川及び佐保川の合流点に整備されました。

現在、「みんなが憩い楽しみ、子どもが遊びや運動を通して成長する公園」を目指し、まほろば健康パークの機能強化に向けた検討を進めています。

子どもの成長段階に応じた遊び・スポーツ施設ゾーンの整備と子どもを中心に多世代が集まり誰もが同じ場所で一緒に遊べるインクルーシブな空間の創出をめざします。



### ③こども食堂の拡充

ボランティア団体などによる無料または低額で食事を提供する「こども食堂」の取組が県内で広がっています。また、子どもの見守り、地域交流活動の場としても注目されています。

奈良県では、すべての小学校区にこども食堂が設置されることを目標に、こども食堂の開設や運営を支援しており、こども食堂を中心に地域の様々な主体が子ども支援活動に参加し、地域ぐるみで子どもを健やかに育てる環境づくりを進めています。

### ④地域のスポーツクラブにおける「幼児向け運動・スポーツプログラム」の活用



「総合型地域スポーツクラブ」は、身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、地域住民により自主的・主体的に運営されており、多世代・多種目・多志向を特徴としています。

すでに幼児を対象とした教室等を実施しているクラブもあり、地域における就学前の子どもの健やかなはぐくみの担い手としてさらに活躍していただけるよう、今後は、総合型地域スポーツクラブにおける「幼児向け運動・スポーツプログラム」の活用促進に向けた検討を進めていきます。

## 2 奈良っ子はぐくみプロジェクトの重点テーマ

### (1) 自然を満喫し、自然に感動する保育

#### 【現状認識】

子どもは、身近な自然の美しさや不思議さに触れ、様々な体験をする中で、好奇心、探究心など豊かな感性をはぐくんでいきます。保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の一つとして「自然との関わり・生命尊重」が掲げられています。

また、今日の複雑で予測不可能な社会を生きていくための力として、自己肯定感や粘り強くやり抜く力、自律的・主体的に行動する力など、テストで測ったり数値化できない「非認知能力」の重要性が高まっています。

野外体験活動や、外遊びの機会が多くなるほど、大人になってから、何事にも前向きに取り組む力や、落ち込んだ時でも、時間をおけば元気にふるまえる力が身につけていることが認められる等、幼児期の自然体験には、非認知能力をはぐくむ効果が認められています。

奈良県では、子どもが身近な自然の中で豊かな経験を積み、自然への興味・関心を通じて好奇心や探究心をはぐくみ、これからの時代をより良く生きるために非認知能力を身につけていくための取組の一つとして、自然保育を推進していきます。

#### 【今後の取組の方向性】

##### ○奈良県版自然保育認証制度の創設

子どもの豊かな体験につながる自然保育を実現するために、県内の保育施設を対象とした、奈良県版「自然保育認証制度」を創設します。

当制度では、自然体験の多寡だけではなく、子どもの体験の質に着目した認証を行うこととし、「奈良らしさ」を追求するとともに、取組を支援していきます。

## (2) 障害がある子どももいない子どももともに育つ保育

### 【現状認識】

教育・保育の現場では、障害のある子どもをはじめ、多様な子どもの受け入れが進んでいます。

こうした支援を要する子どものはぐくみにおいては、一人ひとりの子どもの状況に応じた教育・保育を行うことが重要です。そして、この観点は障害の有無や、支援の要不要に関わらず、子どものはぐくみにおいて、最も重要なものの一つであり、はぐくみの原点であると考えています。

奈良県では、多様な子どもが一人ひとりの個性や特性の違いを尊重され、その子どもらしい人生を送ることができるよう、支援を要する子どものはぐくみの充実を図っていきます。

### 【今後の取組の方向性】

#### ○インクルーシブ保育の実践

インクルーシブ保育とは、単に障害のある子どもと障害のない子どもを同じ集団で保育することにとどまりません。障害の有無、発達過程の違い、性、出自、国籍、宗教、民族的・文化的ルーツなどの違いにかかわらず、多様な子どもを受け入れ、個々のニーズに応じた配慮や支援を行いながら、ともにはぐくんでいく保育です。

県内のすべての教育・保育施設で、このインクルーシブ保育が実践され、「みんな違って当たり前」の環境の中で、他者との違いを受け入れられる子どもをはぐくんでいくための環境整備を推進していきます。

#### ○医療的ケア児保育の充実

呼吸管理や喀痰吸引等、日常的に医療的なケアが必要な子どもとその家庭を支援する医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）が令和3年9月に施行され、国や自治体の責務として、医療的ケア児を受け入れる支援体制を拡充することが規定されました。

医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う関係機関との連携体制を構築し、園所において必要となる体制を整備するとともに、教育・保育に携わる職員等への医療的ケアの研修を充実させるなど、保護者も安心して、医療的ケア児が教育・保育施設に通える環境づくりを行っていきます。

### (3) 食べる喜びを感じる保育

#### 【現状認識】

食べることは生きるための基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものです。乳幼児期から発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことによって、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基本としての食を営む力が育まれていきます。

県内では、保育関係施設が食育計画を作成し、食に関わる調理員や栄養士が、子どもの生活や心身の状況に合わせて食事を提供しています。各施設で工夫をこらして、食事を通して五感が豊かに育つよう「食」を感じる環境を整えています。

一方で、すべての子どもに豊かな食の体験を継続的に提供するためには、地域の関係機関との連携が不可欠ですが、県の調査では、地域の関係機関と連携が取れているとした施設は約6割にとどまっています。

奈良県では、すべての子どもが、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもになるよう、家庭、教育・保育施設、学校、地域の関係機関等が連携して、子どもの成長に応じた取組を推進していきます。

#### 【今後の取組の方向性】

##### ○食文化の継承

県産食材や郷土食の給食への活用や、季節を感じたり、食の文化が継承できる活動を促進するなど、奈良への愛着をはぐくむ食育を推進します。

##### ○地域との連携

地域の農家・農業の専門家、食品製造業者など多様な関係機関と連携し、講話や体験学習等さまざまな取組を通じて、食への興味や関心を高めます。

##### ○食物アレルギー対策の充実

保育の現場における食物アレルギー対応（事故対応を含む）の重要性に鑑み、インシデントやアクシデント発生事例、工夫した取組についての調査の実施、情報共有を図ることで、安全・安心な給食の提供を推進します。

発 行

奈良県子ども・女性局奈良っ子はぐくみ課  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
TEL 0742-27-8604

奈良県ホームページからダウンロードできます。  
【URL】 <https://www.pref.nara.jp/1648.htm>